

札幌市職員退職手当条例等の一部を改正する条例案

平成 30 年（2018 年）2 月 20 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市職員退職手当条例等の一部を改正する条例

（札幌市職員退職手当条例の一部改正）

第 1 条 札幌市職員退職手当条例（平成 16 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 5 条の 2 第 2 項中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 1 項第 5 号」に改める。
- (2) 附則第 5 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。
- (3) 附則第 18 項中「」の規定により計算した額（」を「以下同じ。）第 3 条から第 5 条の 3 まで、第 6 条から第 6 条の 3 まで及び附則第 31 項から第 33 項まで、北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成 15 年北海道条例第 79 号）（市高等学校等給与等条例第 4 条において準用する場合を含む。）附則第 13 項並びに北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年北海道条例第 12 号）（市高等学校等給与等条例第 4 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）附則第 6 項の規定により計算した退職手当の基本額に市長が定める割合を乗じて得た額に、道退職手当条例第 6 条の 4 及び北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第 7 項の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額（その者の退職手当の額につき道退職手当条例第 6 条の 5 の規定の適用がある場合にあつては、同条の規定により計算した退職手当の額。」に改める。
- (4) 附則第 19 項中「第 3 条」の次に「並びに札幌市職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成 30 年条例第 号）附則第 2 項及び第 3 項」を加える。

(5) 附則第20項中「(市高等学校等給与等条例第4条において準用する場合を含む。)」を削る。

(札幌市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 札幌市職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第64号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「平成31年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員が平成30年新制度適用職員(職員であつて、その者が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に退職することにより第1条の規定による改正後の札幌市職員退職手当条例(以下この項において「平成30年条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。)である場合において、その者が平成27年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとしたときの同日における給料月額及び退職の日までの勤続期間を基礎として、札幌市職員退職手当条例等の一部を改正する条例(以下「平成26年改正条例」という。)第1条の規定による改正前の札幌市職員退職手当条例(以下「平成26年旧条例」という。)第3条から第6条まで、第8条から第8条の3まで及び附則第5項から第8項まで並びに平成26年改正条例第3条の規定による改正前の札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成19年条例第10号。以下「平成19年改正条例」という。)附則第3条の規定により計算した退職手当の基本額に $\frac{87}{100} \times 83.7$ を乗じて得た額に、平成26年旧条例第8条の4及び平成26年改正条例第3条の規定による改正前の平成19年改正条例附則第4条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額(その者の退職手当の額につき平成26年旧条例第8条の5の規定の適用がある場合にあっては、同条の規定により計算した退職手当の額。以下「旧制度算定額」という。)が、平成30年条例第2条の4から第6条まで、第8条から第8条の5まで及び

附則第5項から第8項まで並びに平成26年改正条例第3条の規定による改正後の平成19年改正条例附則第3条及び第4条の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、旧制度算定額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 3 前項の場合において、当該平成30年新制度適用職員についての旧制度算定額の計算に係る平成26年旧条例第8条の4の規定の適用については、その者が、平成27年4月からその者の基礎在職期間（平成26年旧条例第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。）の末日の属する月までの各月について、それぞれその者が平成27年3月に属していた職員の区分（平成26年旧条例第8条の4第1項各号に掲げる職員の区分をいう。）に属していたものとみなす。

（理由）

国家公務員退職手当法の一部改正による国の措置等を考慮して、本市の一般職の職員の退職手当の額を引き下げるため、本案を提出する。